



第84号

2015年1月1日 発行

弁護士法人 けやき法律事務所

発行責任者/弁護士 齊藤 正俊

〒963-8876 福島県郡山市麓山1丁目2番13号 TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644 (http://www.keyaki-law.gr.jp/)

—くらしに憲法を生かそう—



迎春

本年もよろしく
お願い申し上げます。

けやき雑感

解散総選挙

安倍首相は、昨年十二月四日に衆議院を解散し、同月十四日に総選挙を実施されました。その結果、与党である自民公明が三分の二以上の圧倒的多数を維持し、新聞は「自公圧勝」と報道しました。しかし、この総選挙の結果をもって、「国民が安倍首相を信任した」と見ることはできるでしょうか。

総選挙時の日本の総有権者数は、およそ一億人ですが、戦後最低の投票率の中、自民党の比例代表得票数は全国で千七百五十万弱にとどまり、公明党とあわせても二十五万票に達しませんでした。自公の得票率は、有権者比では約二十五%、投票総数と比較しても五十%に及びません。もともと、衆議院の現行選挙制度は、小選挙区制を中心とするものであり、導入時から「民意をゆがめ、四割の得票で七割の議席を独占できる」という批判がされています。もし、今回の比例代表得票数で各党に全議席を割り振ったとすれば、自公は、かろうじて過半数を上回る程度の議席しか得られなかったこととなります。

こうしたことから見れば、今回の総選挙は、国民が安倍首相を積極的に信任したというよりも、安倍首相が野党の準備不足や低投票率に乗り、民意をゆがめる選挙制度をうまく利用して、圧倒的多数を得たと評価すべきでしょう。

安倍首相は「アベノミクスの成功が評価された」としていますが、大企業の業績は伸びていても、国民一人一人の暮らしがよくなっている実感はあるでしょうか。むしろ、安倍政権が進めてきた消費税率引き上げ、労働者派遣法などの労働法制改悪、生活保護基準引下げなどは、国民のふところを冷え込ませています。また、安倍政権は、これまで、秘密保護法や集団的自衛権容認の閣議決定などを強行してきました。さらに、政治と金をめぐる疑惑による閣僚辞任の影響もあり、内閣支持率はじりじりと下がってきています。安倍政権の基盤は、議席数ほどには盤石なものではないと言えるでしょう。

今回の総選挙では、野党が総じて伸び悩む中で、安倍首相の政治姿勢や政策を正面から批判してきた政党が大きく議席を伸ばしましたが、これは、自公政権の政策と、「少しでも暮らしをよくしたい」「平和な国であり続けてほしい」という国民の願いとが、かけ離れてきていることを意味するものではないかと思えます。今年が、そうした国民の願いの実現のための幕開けの年となることを心から願います。

弁護士 渡邊 純



2015
弁護士
齊藤 正俊

新年あけましておめでとうございます。新年を迎えて、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。昨年、特定秘密保護法が衆議院及び参議院で強行採決されたあと間もなく新年を迎えました。しかし、特定秘密保護法は、成立直後から法律の廃止を求める声、抜本的な見直しを求める声などが各方面からあり、同法の抱える問題が尋常なものではないことを多くの方々が共有する中で昨年は始まりでした。

さらに、昨年は、安倍内閣が集団的自衛権の行使容認に向けて暴走を繰り返して、7月1日に、集団的自衛権の行使等を容認する憲法解釈の変更を閣議決定という方法で強行してしまいました。集団的自衛権の行使容認は、日本が外国から攻撃を受けなくても他の国家が武力攻撃を受けた場合に、日本が共同で戦争行為に参加できるとするもので、戦争放棄を定めて戦争をしない平和国家としての日本のあり方を根底から変えるものでした。

加えて、このような憲法上の重大な変更を、憲法改正という手続を経ることなく、つまり国民の意思を問うことなく、閣議決定という手法で道を開いたことは、安倍内閣の強権的な特徴を露わにしたエピソードと言えるかと思えます。

このような結果、安倍内閣は発足当時から支持率を低下させてきましたが、あることが、昨年末には衆議院を解散し、大義なき総選挙を実施しました。年末の慌ただしい時期に多額の税金をかけてアベノミクスの民意を問うという

うことでしたが、それ以上に民意を問わなければならなかったのは集団的自衛権問題ではなかったでしょうか。

このように、昨年1年間、安倍内閣による平和憲法への敵意が様々な形で表れた年であり、2014年の流行語大賞の候補に「壊憲記念日」という言葉がノミネートされたのは十分理解できるところでした。

さて、今年、当事務所が「けやき法律事務所」に名称変更してから15年目を迎えるとともに、弁護士法人に組織変更してから満10年を迎えた節目の年でもあります。

法律事務所を社会的存在として客観化し、地域住民の人権課題等を解決するためのツールとして利用して頂くため、そしてあらゆるニーズに応えるため弁護士の数を増やし主体的力量を高め、法律事務所を永続的な組織として構築してきたつもりです。しかし、そ

うは言っても当事務所はまだまだ発展途上の組織であり、節目の年を迎えて、これまでを振り返り、さらに今後の5年、10年先を見据えた組織の改革と構築を進めていかなければならないと考えています。

前述のように、昨年は「壊憲記念日」を含んだ年であれば、今年、安倍内閣の「壊憲」策動を止めさせ、「戦争をしない国」の再構築の年にしていかなければならないと思えます。そして、当事務所は更なる成長のため努力し、地域住民の法的ニーズに応え、人権課題等に積極的に取り組みながら、平和な社会を作るために微力を尽くしていきたいと考えております。今年もどうぞよろしくお願い致します。



2015
弁護士
安藤 裕規

2015
14年
は、人々が原子が原爆に苛まれる中、秘密保護法制定・集団的自衛権の行使容認・消費増税などにより、強権政治に向かうとされています。

均値(10万人あたり12.4人)に比し日本は20.9人です。「子供の貧困率」も、OECDの平均値である12.1%を超えて14.3%です。奨学金を借りて大学を出たものの奨学金の返済を滞納している数は33万4000人に及んでいます。

多くの国民は、生活苦に悩まされ、明日への夢を描けない現状です。

安倍内閣は、そのような中、秘密保護法制定・集団的自衛権の行使容認・消費増税などにより、強権政治に向かうとされています。

政界の黄門様や仕置人が現れない今、待たれるは、やはり平成の民衆一揆なのででしょうか。



2015
弁護士
渡邊 純

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。

さて、私は、昨年4月より、福島県弁護士会の副会長(兼郡山支部長)を務めております。「ふくかいかいよう」と言えば聞こえはよいですが、実際には、登録順で二度は回ってくる役目であり、会内の意見調整兼雑用係として、中間管理職の典型のようなものです。反面、普通に弁護士として仕事をしているだけではない、弁護士会という組織の意見形成のありかたや、裏方である事務職員の仕事などを見ていて、勉強になることも多くあります。

今年三月で副会長の「年季奉公」も明けることになる予定です。年季が無事に明けることを願っていますが、年季が明けたら、また弁護士に戻って、弁護士の本分である個々の事件処理を通じて一人一人の権利の救済に、こころと取り組みたいと考えています。



2015
弁護士
武村 陽

新年、あけましておめでとうございます。旧年中は皆さまからご指導いただき、まことに有難く厚く御礼申し上げます。本年も引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

今年、弁護士三年目となり、これまで以上に幅広い活動をして参りたいと考えております。ひとつひとつの事件はもちろん、原発賠償の弁護士活動や刑事少年事件に積極的に取り組んで参ります。新たな分野にも臆することなく取り組み、弁護士としての素養を身につけて参りたいと存じます。

仕事外では所属している野球チームでのレギュラー定着と、一昨年から始めたマラソンで今年ハーフマラソン1時間40分を目標に掲げたいと思います。良い仕事をするためには健康であることが大前提ですので、運動を通じて年間働ける体力作りに励みます。

公私ともに充実した一年にして参りますので、本年もよろしくお願申し上げます。



2015
弁護士
西沢 桂子

はじめまして。このたび弁護士法人けやき法律事務所に入所いたしました、弁護士の西沢桂子と申します。

私は長野県佐久市の出身で、これまで福島県には縁はなかったのですが、修習地として配属され自然豊かなこの地に魅了されたこと、けやき法律事務所の理念に惹かれたことが、こちらでお世話になることを決めた理由です。

当事務所では、一番の若手であり、知識や経験では他の先生に適うわけはありませんが、その分を気力と体力で補い、迅速かつ適正に皆様のお悩みの解決に努めたいと思っています。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

新年のご挨拶

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
私たち[けやき法律事務所]は、今年もより良い法的サービスをお届けしてまいりたいと存じます。



2015
弁護士
安藤ヨイ子

アベノミクスで、何が女性の活躍促進か」と憤りを感じつつ新年を迎えました。今年、北京の女性会議から20年になりますが、この間増え続けている職場進出をした女性の約60%は非正規、その賃金は正規の男性と比べるとざっと半分、景気の調整弁であることにも変わりありません。女性に対する性犯罪、セクハラ、DVも増え続けています。

「平等」発展「平和」の同会議のスローガンをもう一度原点に立って、現実のものとなるよう、いつも元気で、日弁連の委員会活動や依頼事件に答えていきたいと思っております。

年頭にあたり、皆様が健やかな毎日をお過ごしできますよう願っております。

元旦



2015
事務局長
渡邊 千春

＊
好きなことのためにはアクティブに動き回れる私。今年に興味を持ったことは何にでも挑戦してみる！くらしい気持ちで活動的な一年にできたらいいなあと思っています。

2015
事務局長
阿部 敬子

子どもの成長と自分の体力が反比例していくこの頃ですが、今年は適度な運動を心掛けて、健康第をモットーに仕事とプライベートを充実させたいと思います。
今年も宜しくお願いします。

2015
事務局長
柳沼 愛望

二に健康、二に健康。健康でなければ楽しいことも楽しめず、良い仕事もできません。また、産後でたんだ身体を引き締めるべく、今年こそは継続的に運動をして重力に負けない身体作りを心掛けたいです。

2015
事務局長
北川 不二子

年を追う毎に1年があつという間に過ぎていく感が否めません。慌ただしい中にも少し心にゆとりを持って仕事もプライベートも充実した1年になるよう過ごしていきたいと思っています。

研修旅行 in Kyoto



10月30日から11月1日までの間、京都方面へ研修旅行に行ってきました。今回の研修旅行は、久し振りに所員全員での敢行となりました。研修先では、歴史的建造物、日本の古き良き伝統文化や食などに触れることができ、日常の業務だけでは経験できないようなことを所員全員で経験することができて、とても有意義な研修旅行となりました。

市民講座のご案内

昨年秋に「くらしの法律講座」と題し、3回にわたって相続・遺言・後見のテーマに分けて開催致しました。講座では当事務所の弁護士が各テーマについて簡単にお話をさせていただき、その後質疑応答や個別相談に対応するという形をとりました。各回ともに20名前後の皆さまに参加していただきました。

参加していただいた方々は熱心に耳を傾けておられ、たくさんの質問が出されるなど盛況のうちに終了致しました。皆さまからは来年も開催して欲しいとの声が多く寄せられました。

当事務所は本年も市民の皆さまに寄り添う活動の一環として、市民講座をはじめとする出張講座を開催し、けやきの力を皆さまにお届けできればと考えております。テーマや内容についてもご要望にお応えしながら柔軟に対応して参ります。小規模の出張講座でも受け付けておりますので、出張講座のご希望があればお気軽にお問い合わせ下さい。



弁護士法人 けやき法律事務所

弁護士 安藤 裕規 弁護士 安藤 ヨイ子 所長 弁護士 齊藤 正俊
 弁護士 渡邊 純 弁護士 武村 陽 弁護士 西沢 桂子

TEL.024-933-0823 (代表)

■事務所ホームページ 随時更新中
 URL <http://www.keyaki-law.gr.jp/>

けやき法律事務所

検索

お車での越しは

国道4号線から文化通りに入って、3つ目の信号(文化センター西側)を右折

